

令和6年能登半島地震に係る国税の申告・納付等の期限延長措置の石川県七尾市及び羽咋郡志賀町における終了に伴う振替納税のお知らせ

この度の令和6年能登半島地震により被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

令和6年12月9日付国税庁告示第22号により、石川県七尾市及び羽咋郡志賀町に納税地のある方につきましては、令和6年1月1日から令和7年1月30日までに法定納期限が到来する申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の延長後の法定納期限は、令和7年1月31日となりました。

これに伴い、振替納付日については、次のとおりといたします。

都道府県名	地域
石川県*	七尾市、羽咋郡志賀町

※ 石川県輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町又は鳳珠郡能登町に納税地がある方の申告・納付等の期限をいつまで延長するかについては、今後、被災者の状況にも十分配慮して検討してまいります。

1 申告所得税及び復興特別所得税

○ 令和5年分確定申告

納期限（当初）	振替納付日
令和6年3月15日（金）	令和7年2月19日（水）

※ 令和6年分確定申告の納期限及び振替日は次のとおりです。

納期限：令和7年3月17日（月）

振替日：令和7年4月23日（水）

2 消費税及び地方消費税（個人事業者）

(1) 令和5年分

イ 確定申告

納期限（当初）	振替納付日
令和6年4月1日（月）	令和7年2月27日（木）

※ 令和6年分確定申告の納期限及び振替日は次のとおりです。

納期限：令和7年3月31日（月）

振替日：令和7年4月30日（水）

ロ 中間申告（年 11 回の方）

次の中間申告分については、その提出期限が確定分の提出期限と同一日（令和 7 年 1 月 31 日）となりました。これに伴い、消費税法第 42 条の 2 の規定により、中間申告書の提出を要さないこととなるため、納付する必要がないことから、振替納税は行いません。

納期等の区分	納期限（当初）	振替納付日
中間10回目	令和 6 年 1 月 4 日(木)	振替納税は行いません
中間11回目	令和 6 年 1 月 31 日(水)	

ハ 課税期間の特例

納期等の区分		納期限（当初）	振替納付日
3 月 特例	令和 5 年 10 月 1 日～令和 5 年 12 月 31 日	令和 6 年 4 月 1 日(月)	令和 7 年 2 月 27 日(木)
1 月 特例	令和 5 年 10 月 1 日～令和 5 年 10 月 31 日	令和 6 年 1 月 4 日(木)	
	令和 5 年 11 月 1 日～令和 5 年 11 月 30 日	令和 6 年 1 月 31 日(水)	
	令和 5 年 12 月 1 日～令和 5 年 12 月 31 日	令和 6 年 4 月 1 日(月)	

(2) 令和 6 年分

イ 中間申告

納期等の区分		納期限（当初）	振替納付日
年 1 回	中間 1 回目	令和 6 年 9 月 2 日(月)	令和 7 年 2 月 27 日(木)
年 3 回	中間 1 回目	令和 6 年 5 月 31 日(金)	
	中間 2 回目	令和 6 年 9 月 2 日(月)	
	中間 3 回目	令和 6 年 12 月 2 日(月)	
年 11 回	中間 1～3 回目	令和 6 年 5 月 31 日(金)	
	中間 4 回目	令和 6 年 7 月 1 日(月)	
	中間 5 回目	令和 6 年 7 月 31 日(水)	
	中間 6 回目	令和 6 年 9 月 2 日(月)	
	中間 7 回目	令和 6 年 9 月 30 日(月)	
	中間 8 回目	令和 6 年 10 月 31 日(木)	
	中間 9 回目	令和 6 年 12 月 2 日(月)	
	中間 10 回目	令和 7 年 1 月 6 日(月)	
中間 11 回目※	令和 7 年 1 月 31 日(金)		

※ 期限延長措置に伴う申告・納付等の期限の変更はありません。

ロ 課税期間の特例

納期等の区分		納期限（当初）	振替納付日
3月 特例	令和6年1月1日～令和6年3月31日	令和6年5月31日(金)	令和7年2月27日(木)
	令和6年4月1日～令和6年6月30日	令和6年9月2日(月)	
	令和6年7月1日～令和6年9月30日	令和6年12月2日(月)	
1月 特例	令和6年1月1日～令和6年1月31日	令和6年4月1日(月)	
	令和6年2月1日～令和6年2月29日	令和6年4月30日(火)	
	令和6年3月1日～令和6年3月31日	令和6年5月31日(金)	
	令和6年4月1日～令和6年4月30日	令和6年7月1日(月)	
	令和6年5月1日～令和6年5月31日	令和6年7月31日(水)	
	令和6年6月1日～令和6年6月30日	令和6年9月2日(月)	
	令和6年7月1日～令和6年7月31日	令和6年9月30日(月)	
	令和6年8月1日～令和6年8月31日	令和6年10月31日(木)	
	令和6年9月1日～令和6年9月30日	令和6年12月2日(月)	
	令和6年10月1日～令和6年10月31日	令和7年1月6日(月)	
令和6年11月1日～令和6年11月30日※	令和7年1月31日(金)		

※ 期限延長措置に伴う申告・納付等の期限の変更はありません。